

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.5

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役
会長兼社長 中山 恒博

【住所又は本店所在地】 東京都中央区日本橋1丁目4番1号日本橋一丁目ビル
ディング

【報告義務発生日】 平成 21 年 8 月 19 日

【提出日】 平成 21 年 8 月 26 日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上変動した事

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ガーラ
証券コード	4777
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	大阪証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	メリルリンチ日本証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋1丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成10年2月26日
代表者氏名	中山 恒博
代表者役職	代表取締役会長兼社長
事業内容	金融商品取引業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	オフィス・オブ・ジェネラルカウンセル 宇藤 康浩
電話番号	03-6225-8497

(2)【保有目的】

金融商品取引業務及び株券貸借取引による保有

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	8,000		
新株予約権証券(株)	A 18,300	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 26,300	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 26,300		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U 18,300		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成21年8月19日現在)	V 98,230
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)	22.57%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	23.68%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成21年8月11日	普通株券	8,000	6.87%	市場外	取得	株券貸借取引
平成21年8月17日	新株予約権証券	700	0.60%	市場外	処分	予約権行使
平成21年8月17日	普通株券	700	0.60%	市場外	取得	予約権行使 85,680円
平成21年8月17日	普通株券	700	0.60%	市場外	処分	90,120円
平成21年8月18日	新株予約権証券	400	0.34%	市場外	処分	予約権行使
平成21年8月18日	普通株券	400	0.34%	市場外	取得	予約権行使 82,350円
平成21年8月18日	普通株券	400	0.34%	市場外	処分	85,650円
平成21年8月19日	新株予約権証券	600	0.51%	市場外	処分	予約権行使
平成21年8月19日	普通株券	600	0.51%	市場外	取得	予約権行使 80,280円
平成21年8月19日	普通株券	600	0.51%	市場外	処分	85,550円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、第三者割当てを受けた発行会社の新株予約権について発行会社との間で、いわゆるエクイティーコミットメントライン契約を締結しております。つまり、発行会社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定でき、提出者は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、一定期間中に指定された数の本新株予約権を行使することを約しています。但し、発行会社が1度に指定できる本新株予約権数には一定の限度があり、複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を開けなければなりません。また、発行会社の株価が一定の水準を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合等の一定の場合には、発行会社はかかる指定を行うことはできません。逆に、発行会社からは、その裁量により、行使請求期間終了の1ヶ月前までの期間において、行使することができない期間を指定されることがあり、この場合には提出者は本新株予約権の行使ができません。また、発行会社は、その裁量により、当該指定を取消することもできます。なお、提出者は特定の期間において株価が一定の条件よりも下回った場合には、発行会社に対して本新株予約権の取得を請求することができ、当該請求があった場合には、発行会社は本新株予約権を取得します。

株券貸借取引契約 借り8,000株 国内投資家

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	7,961
借入金額計(X)(千円)	0
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	7,961

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当なし					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当なし		